

将来受け取る年金額を増やしませんか

■付加年金

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の人は、国民年金の定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、65歳から老齢基礎年金と併せて付加年金を受け取ることができます。ただし、国民年金基金に加入している人や、国民年金保険料が免除されている人は、申し込みできません。

毎月、定額保険料に加え、400円の付加保険料を納めると、毎年、老年基礎年金額に併せて、付加年金額（付加保険料納付月数×200円）を受給できます。

■具体例（付加保険料を10年納めた場合）

◇納めた付加保険料の総額

10年（120月）×400円＝4万8000円

◇1年間に受け取る付加年金額

10年（120月）×200円＝2万4000円（年額）

つまり、2年間受給すれば、10年間で納付した総額と同額となり、3年目以降は納めた金額よりも受け取る金額の方が多くなりお得です。

■任意加入

年金額を満額に近づけた人や10年以上の受給資格期間を満たしていない人は、60歳から65歳になるまで任意加入して保険料を納めることができます。また、65歳になっても10年の受給資格期間を満たせない昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳になるまで「特例任意加入」を利用してください。

なお、保険料の納付は、原則、口座振替となります。※60歳以降、厚生年金加入中の人は申し込むことができません。

※任意加入は、申し込んだ月からとなり、さかのぼっての加入はできません。

申し込み、問い合わせは、大牟田年金事務所（☎52・5294）、市健康づくり課（☎77・8533）、大和・三橋庁舎市民サービス課まで。



高額な商品売りつけるSF商法に注意

【相談事例】

近所の空き店舗に新しく入った店で、食品などの安売りと健康についての説明会があり、毎日のように通った。数日前、血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」と勧められ購入。しかし、冷静に考えれば代金13万円は高すぎる。クーリング・オフしたい。

【アドバイス】

閉め切った会場などに人を集め、日用品などをほぼ無料で配って雰囲気を盛り上げた後、催眠状態となった参加者に高額な商品売りつける販売方法を「SF商法」といいます。最近では、空き店舗以外にもゲートボールなどが集まる公園や、事業者がトイレを借りた団地の個人宅で店開きをする手法もあります。

また、長期間の販売会で次々に購入し、支払えなく

なる高齢者被害の報告もあります。

通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断りきれなくなってしまう。安易にそのような場所に行かず、勧誘されても必要がない商品であれば、きっぱりと断りましょう。

購入して8日間以内であれば、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても未開封商品などは返品できる場合があります。困ったときは早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



寝たきり高齢者などの寝具を乾燥・消毒します

寝たきりの高齢者などが使用する寝具を乾燥・消毒します。専用車で対象者宅に訪問して作業します。電源と駐車スペースがない場合は持ち帰っての作業となります。

■対象者 寝たきりの高齢者、認知症高齢者、虚弱な独居高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきりの重度身体障がい者（児）

■費用 1人200円（4点まで）

■受付期間 6月1日（金）～15日（金）

■申込方法 市役所柳川庁舎福祉課、大和・三橋庁舎市民サービス課、または在宅介護支援センターで申し込んでください。

■対象寝具 掛布団、敷布団、毛布、マットレスなど（組み合わせは自由。1人4点まで。品物によっては、できない場合もあります）

■実施期日 7月（対象者には後日お知らせ）

※11月、2月にも実施予定です。受付期間は広報やながわでお知らせします。

問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係（☎77・8516）まで。



児童手当を受けている人は6月の現況届を忘れずに

児童手当を受けている人が6月分以降も引き続き受けるためには、毎年6月中に現況届の提出が必要です。対象者には、6月上旬に現況届を同封したお知らせを送付しますので、忘れずに市へ届けてください。

以下の日程と受付会場を確認して提出してください。

■受付日程・時間・会場

日程	受付時間	受付会場	校区
13日（水）	午前9時～午後5時	柳川庁舎2階第3会議室	柳河・城内・両開・藤吉・中島・有明校区
14日（木）			東宮永・矢留・蒲池・中山・二ツ河・血垣・豊原校区
15日（金）			昭代第一・昭代第二・矢ヶ部・垂見・六合・大和校区

■夜間受付

日程	夜間受付時間	夜間受付会場	校区
13日（水）	午後5時～8時	柳川庁舎1階13番窓口（子育て支援課）	校区に関係なく、受付できます。仕事帰りなどに利用してください。
14日（木）			
15日（金）			